

びわ湖一周デモ実行委員会の木原です。おはようございます。

この度は、若狭にある 13 機の原因全て、および高速増殖炉もんじゅの廃炉を求める、びわ湖一周デモを企画しましたところ、かくも多数の皆様にご参集いただき、誠にありがとうございます。

このデモは、関西 1450 万人の水源・美しいびわ湖が放射性物質によって死の湖になる前に、滋賀、京都を始めとする近畿が放射性物質によって廃墟となる前に、全原発を廃炉に追い込むこと、および、私達の子や孫、その子孫に残す負の遺産・使用済み核燃料をこれ以上増やさないことを願って呼びかけられたものです。

さて、福島事故から 5 年経ちますが、避難された 10 数万の方々のほとんどは故郷を失ったままです。関連死された方は、2000 人を越えたと言われています。一方、溶け落ちた原子炉は、高放射線で、内部の様子はいまだに分からず、汚染水は垂れ流され続け、事故終息の目途は全く立っていません。

それでも、電力会社、規制委員会、安倍政権は全く反省せず、熊本・大分大震災を目の当たりにしても、川内原発を運転し続け、高浜原発、伊方原発などの再稼働を粛々と進めようとしています。許してはなりません。

ところで、今年 2 月の高浜原発再稼働にあたって、関電は、重大事故に繋がりにかねないトラブルを、2 度も起こし、加えて、ヘリコプターから搬送中の資材 1 トン近くを落下させました。これらのトラブルは、老朽原発の危険性を示すとともに、関電が原発施設を運転する能力と資格を持ち合わせていないことを実証しています。

また、再稼働にお墨付きを与えた新規制基準が、デタラメな基準であり、規制委員会の審査が無責任極まりないことを明確に物語っています。

さて、去る 3 月 9 日、大津地裁は、高浜原発 3、4 号機の運転を差止める決定をしました。

この画期的な決定で、大津地裁は「福島事故の原因究明は不十分であるので、新規制基準は安全性の根拠とはならない」と断言し、関電は、原発の安全性の立証責任を果たしていないとし、避難問題が含まれない新規制基準の欠点も指摘しました。

大津地裁の決定に対して、関電は、異議を申し立てただけでなく、八木社長が「今後、原告側に損害賠償を請求することも考えられる」と、裁判制度を根底から覆しかねない恫喝を行っています。

一方、関西経済同友会の角副会長は、「なぜ一地裁の一裁判長によって国のエネルギー政策に支障をきたすことが起こるのか」と述べ、仮処分自体を禁じるための法改正を求めました。三権分立と司法の尊厳に真っ向から挑戦してまで、原発を再稼働させようとしているのです。

さらに、規制委員会は4月20日、40年越えの超老朽高浜原発1,2号機の新規制基準適合を正式決定しました。40年越えで、世界的に見ても老朽な原発に再稼働の道を開き、「40年原則」の骨抜きを企むものです。老朽原発再稼働を許してはなりません。

次に、若狭の原発の重大事故によって、広域が汚染されたとき、避難は不可能であることを強調させていただきます。

福島原発事故では事故炉から約50kmの距離にある飯館村も全村避難を強いられました。また、約200km離れた東京や千葉にも高濃度の放射性物質が飛来しました。このことは、若狭の原発で重大事故が起こった場合、原発のある若狭だけでなく、原発から100km以内にある、約150万人が住む滋賀県や約250万人が住む京都府の全域が永遠に住めない汚染地域になりかねないことを示しています。

ところで、若狭で福島級の事故が起これば、若狭や近畿北部の交通事情からして、若狭からの避難は著しく困難です。さらに、滋賀や京都も避難地域に加われば、数百万人の避難となり、どんな避難計画を作っても、避難は不可能であることは明らかです。したがって、避難の要因を作る原発の即時全廃を求めることが肝心です。

なお、私達は、全原発の即時廃炉を目指していますが、最悪でも、老朽原発の再稼働や原発新設を阻止しなければならないと考えています。そうすれば、国内の原発は2030年に13機に、2046年にはゼロになります。原発のない、負の遺産・使用済み燃料を産み出さない社会を実現できます。福島事故以後の経験は、原発は無くても電気は足りることを証明しました。原発を全廃し、事故の不安のない社会を築きましょう。

今朝は心配された雨も上がりました。天候も琵琶湖を守ろうとしているかのようです。今日から5日間、元気に原発全廃を訴えましょう。

なお、今からデモは、大津地裁の前を通ります。仮処分裁判の異議審は来る10日に予定されています。大津地裁の大英断に感謝と連帯の声を届けましょう。

ありがとうございました。